## 令和7年度北区食品衛生監視指導計画(案)に関する意見募集の結果

意見募集期間:令和7年1月20日(月)から令和7年2月20日(木)まで意見提出者数:3名

2 意見提出者数:3 意見件数:9件

4 計画の変更箇所:誤字・脱字等の修正を行いました。(計画自体に変更はありません。)

貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。ご意見につきましては、 令和7年度食品衛生監視指導計画を実施していく際に参考にいたします。

NO	対象項目	意見の概要	件数	区の考え方
1	第5主な監視指導事業	近年、子ども食堂の数は増加しており 社会的重要性も高くなっています。一 方で、食品衛生に関する専門的知識が 不足しているケースもあるため、子ど も食堂の運営団体等に対する衛生指導 対策事業を追加してほしいです。	1	ご意見のとおり、子ども食堂への監視指導や衛生知識の普及啓発は重要だと考えております。計画への盛り込みについては、「第5の1 食中毒予防対策における食中毒予防」において子ども食堂への監視指導を含めた内容となっております。また、「第10の(4)福祉事業を担う各種団体に対する普及啓発」にお示しのとおり、別途普及啓発を行い衛生知識を習得してもらうこととしております。引き続き監視指導および普及啓発に力を入れ食中毒予防に努めてまいります。
2	第5主な監視指 導事業 5違反・不良食 品の対策	①違反・不良食品発見時の通報先を明確化し周知してほしいです。 ②食品に柔軟剤等の移り香がしみ込んでいるケースがあり困っています。食品香害・化学物質混入への対策を盛り込んでほしいです。	2	香害等に配慮することを含め、衛生的に食品を 取り扱う必要があると考えます。計画への盛り 込みにつきましては、「第6の1立入検査」に お示しのとおり、衛生的な食品の取扱等につい て、その主旨が盛り込まれています。立ち入り 検査等の際に異常を確認した場合、原因の究明 を行った後、事業者等に対し指導させていただ きます。また、食品に関する問題は多岐に渡る ため、食品について何か疑問点、ご相談、違反 が疑われる情報等をお持ちの場合は、まずは保 健所までご相談いただければと思います。
3	第5主な監視指 導事業 6各種イベン ト参加団体へ の衛生指導対 策	①飲食物提供を伴うイベントにおいて、屋台の従業員が喫煙しながら調理・接客をする人を見たことをあります。このような行為は極めて不衛生であるため、禁止です。②飲食物提供を伴うイベントにおいて、出店場所のすぐ近くに非閉環で、出店場所のような環境下でいました。このとの関連があり、のような環境下でいました。このような環境では、と思います。	2	ご意見のとおり、調理作業中の喫煙は食品への異物混入の原因にもなり不衛生ですまり不衛生で第5の原因にもなりでは、「第5の6各種が、10人のでは、「第5の6名種が、第6の1立入検査」につい第一次ででは、第5のでは、第
4	第6立入検査 及び収去検査 1立入検査	飲食店内での喫煙は衛生面での懸念があるため、店舗内でルール違反の喫煙をさせていないかについての規定をこの計画に盛り込んでほしいです。例えば一般的な居酒屋が喫煙目的店としている例が散見されます。他の部局とも連携してこのような違法店を撲滅してほしいです。	1	

Ę	第10区民・食品等事業者・行政間の情報及び意見の交換 1普及啓発事業	香料の混入防止や香害等への理解促進 のために、手洗い実験の際には香料の ない手洗い用品を使用してほしいで す。	1	夏休み親子おもしろ科学体験等で手洗い実験を 予定していますので、実施する際にはご意見を 踏まえ使用するハンドソープを検討させていた だきます。
6	別紙①・③・④	別紙①の教育振興部の下に幼稚園、こども園、義務教育学校を加えてほしいです。また、別紙③・④について幼稚園、こども園、義務教育学校、高等学校、大学の給食施設の分類はどこに該当し、どの監視指導事業に該当するのか明記してほしいです。	1	教育施設の分類は多岐に渡っているため、本計画では施設数等を考慮し代表的な施設に絞って記載しておりましたが、ご意見を踏まえ「小・中学校等」へ改めさせていただきました。各種施設の監視指導につきましては、食品取扱内容や規模等に応じて別紙③・④にお示しのとおり実施させていただく予定です。
-	全体	文字のズレ、誤字・脱字等が見られます。	1	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘 いただいた部分を含め、全体を再度確認し修正 させていただきました。